

## 第43回長崎大学経営協議会議事要録

1 日 時 平成22年10月7日(木) 14時00分～16時05分

2 場 所 医学部ポンペ会館第二会議室

### 3 議 事

#### (1) 病院の現状と課題について

理事(病院担当)から、長崎大学の方針に沿った効率的かつ機動的な病院運営を目指して、平成21年4月に医学部・歯学部附属病院から大学病院へと組織改編を行った病院の現状と課題について、資料3に基づき、概ね以下の事項について説明があった。

- ・ 大学病院の経営基盤を安定させるための運営体制を構築したこと。
- ・ 平成21年度は新規入院患者数の増に努めた結果、病床稼働率アップ、手術件数の増となり、前年度より約20億円の稼働増となったこと。
- ・ 平成22年度は、経営努力により平成21年度を上回る増収が見込まれるほか、診療報酬改定による増収も見込まれていること。
- ・ 債務償還については、国立大学法人化以降の6年間で約96億円を返済し、また、再開発等に伴う新たな長期借入金として236億円を借り入れたこと。
- ・ 病院収入を上げるための経営努力の結果、教員の業務が診療へシフトし、教育・研究面が衰退してきたこと。
- ・ 若手医師の減少に歯止めをかけ、処遇を改善するための方策として診療助教等を増員したこと。
- ・ 医療の質を上げることや良質な医師を確保するためには、給与等の処遇改善を含めた労働環境を整備する必要があること。

これらの説明を受けた後、以下のような意見交換があった。(◎は学外委員、○は大学側の発言(以下同様))

- ◎ 病院の医師と医学部所属の臨床系の教員はどこで選考しているのか。また、現行の制度で特に問題はないのか。
- 医学部所属の臨床系教員は医学部教授会が、病院所属の教員は病院教授会で選考している。現在のところ特に問題はなく、医学部所属の臨床系の教授、准教授等は教育、研究の他に病院の診療業務を兼務している。将来は診療と臨床研究を行う病院所属の教授を増やす計画もある。
- ◎ 大学病院は高度医療を担うべきであり、今後は医師会等との連携を深めて一般外来患者は市中の病院が受け入れ、重篤な患者等を大学病院が受け入れるような役割分担を行うべきではないか。
- 大学病院は高度医療を担うべき機関として既にそのようなシステムで動いているが、実際のところは一般の外来患者も多い。病院収入の8割が入院及び入院患者の手術等によるものであることを考えると、今後は一般の外来患者は市中の病院で担当してもらうなどもっと機能を分担すべきだと考えている。その際には、本学病院が市中の一般病院

勤務の医師の再教育を行うなど、新しいシステム作りもしたいと考えている。

(2) 診療報酬改定に伴う一時金の支給について

議長から、7月29日に開催した本会議において提案し意見をいただいた本件に関し、最終的に審議を頂きたい旨の説明があり、引き続き理事（病院担当）から、資料4-1に基づき、概ね以下の事項について説明があった。

- ・ 平成22年度の診療報酬改定の重点方針として、「病院勤務医の負担軽減及び処遇の改善」が掲げられている。本学病院が診療報酬改定に伴う施設基準取得のために厚生労働省へ提出した計画書には手当新設等を盛り込んでおり、本年度は一時金支給という形で医師の処遇改善を図りたいこと。
- ・ 大学病院で診療を行う医師については県内の他の国立病院や民間の勤務医と比べ大幅に収入が少ないことから、手当等を支給することにより医師の処遇を改善しモチベーションを高めさせたいこと。
- ・ 一時金の支給は、本年度の診療報酬改定に伴う稼動増として推測できる約8億円を財源とする予定であること。
- ・ 支給対象者及び一時金の額については、臨床系の医系教員に120万円、歯科系の入院診療教員に12万円、医系の医員及び修練医に30万円等を12月の期末手当支給時に、今年度限りとして支給予定であること。

引き続き、財務部長から、本学の財政状況及びその中における病院の収支状況等に関し、資料4-2に基づき、概ね以下の事項について説明があった。

- ・ 長崎大学の第二期中期計画期間中の財務状況の見通しとして、収入支出ベース（キャッシュベース）では、本年度にプラス6億円程度の収支差が推測されていること。また、来年度以降もプラスを維持できる見込みであること。
- ・ 損益ベースでは、本年度プラス1億円強の損益を見込んでいること。また、来年度以降もプラスを維持できる見込みであること。
- ・ 病院の収支状況についても収支ベースで本年度にプラス6億円程度の収支差が推測されていること。また、来年度以降もプラスを維持できる見込みであること。
- ・ 損益ベースでは、本年度、プラス7千万円弱の損益を見込んでいること。また、来年度以降もプラスを維持できる見込みであること。
- ・ 病院の損益予測で費用は最小値、収益は最大値で見込みを立てているため、若干の差異が出る可能性があることや、費用と収益の見込み部分に予期しない臨時損失等が出る可能性も考えられることから、厳しい決算状況となることも考慮の必要があること。
- ・ 収支状況の見通しの資料は、今回の一時金支給に必要な3億7千万円に相当する額を来年度以降も人件費として積算の上作成していること。

これらの説明を踏まえ意見交換が行われ、今回の一時金支給の実施時期については来年度の概算要求内示が判明する年明けに実施するのが妥当である旨の意見も出されたが、審議の結果、今年度一時金を支給することについては了承された。

議長から一時金の支給については、頂いたご意見を考慮の上、慎重に実行に移したい旨の発言があった。

なお、審議過程において、概ね以下のような意見が出された。

- ◎ 病院の収支状況の見通しについて、平成 26 年度にキャッシュベースではマイナスになるが、損益計算上はかなり大きなプラスになるのはどういうことか。
- キャッシュベースの部分ではマイナスを予想しているが、平成 26 年以前に目的積立金等の積立を計画しており、その目的積立金を取り崩した形でマイナスはカバーできると予想している。また、平成 26 年度頃に減価償却費が減少していくと推計しているため、損益計算上では大きなプラスを予想している。
- ◎ なぜ長崎大学病院の医師一人当たりの給与が、長崎県のほかの病院に比べて格別に低いのか。
- 独立行政法人国立医療センターの医師の給与は医療職が適用されるが、国立大学法人の病院の医師は教育職が適用されるため、格差が生じている。全国の大学病院が同様の状況にある。
- ◎ そういう状況で人材が確保できるというのが不思議だ。
- これまでは大学病院は給料が少なくても自分のやりたい研究ができるなどの魅力があったが、最近は、診療業務に追われ自分のやりたい研究もできない状況となってきており、ますます優秀な若手医師の確保が難しくなっている。
- ◎ 本日の提案には大賛成だが、それだけでは根本的な問題の解決にはならない。国立大学病院に勤める医師の給与を上げるために、全国の国立大学の学長が声明を発表したり、文部科学省へ働きかけたりするべきではないか。
- 国立大学附属病院長会議などでは、国立大学の病院に勤める医師の処遇改善の必要性を文部科学省や厚生労働省等へ強く要望しているが、最終的には財務省等の壁が高い。
- ◎ 長崎大学病院は、経営の独立性を目指して組織の改編を行っているが、病院運営本部の役員のほとんどが医歯薬学総合研究科の教授であり完全に独立した運営になっていない。このように、研究科や学部所属の医師と病院所属の医師が混在する中で、医師の給与体系を医療職とする要求は不可能ではないか。
- 研究科や学部所属の医師と病院所属の医師が混在する現状の中では、医師の給与体系を医療職とすることは難しいため、今後は恒常的な手当を支給することにより、医師の処遇改善を行いたいと考えている。
- ◎ 医師の処遇改善ということ恒常的に実施するという流れの中で本年度だけ一時金として支給したいということは理解できるが、学内的には医療に携わる医師だけに一時金を支給することに対して反対意見等はないのか。
- 教職員の給与は下がってきている中で、同じ教職員であるにも係わらず「何で医師だけに」という反応はあると思う。
- ◎ ほかの大学で同じように一時金を支給した大学はあるか。
- 2 大学で一時金を支給している。
- ◎ 医師の勤務環境の改善のため、クランクとかヘルパーなど医師をサポートする職種の人を配置するなど十分な措置をとったのか。超過勤務の問題では、いくつかの大学が労働基準監督署からの指摘で過去に遡って手当を支給させられているが、そういった事態は考えられないのか。再開発の長期債務の返済との関係で将来的な財務状況は大丈夫なのか。また、減額されることが予想されている来年度予算の内示等があったから一時金の支給を判断すべきではないか。今年の 12 月に支給することはリスクである。

- 平成22年度は前年度に比べて9億円の予算を投資してクレーンやヘルパー等を配置し、医師との業務分担を進めている。超過勤務の問題では法令順守が大事であり非常勤の研修医等も含めて超過勤務手当を支給している。病院の経営基盤を強化するためには、長期債務の返済中であっても投資が必要であり、設備や機器に投資する方がいいのか、人に投資するのがいいのかという議論があった中で、今回は病院のトップマネジメントとして、一時金を支給するという経営判断を行ったことを尊重したいと考えている。
- 来年度以降の医師の処遇改善の方策等は現在検討中であり、今回の一時金の支給については今年度限りということで認めていただきたい。
- 第二期中期目標期間の病院の収支状況の見通しに関する資料については、下ぶれリスクもあるということをお認めいただきたい。
- ◎ 病院だけではカバーできないような想像を超える下ぶれが起こった場合、他部局の予算が減ることも前提なのか。来年度予算が10%カットされた場合に、病院だけにそういう一時金を支給することは反対であり、実施時期については、来年度の予算額が判明する年明けに実施するのが妥当である。
- 病院だけではカバーできないような想像を超える下ぶれが起こった場合、他部局への予算配分に影響することも考えられる。
- ◎ 今年是一時金という形で仕方がないが、今後は勤務医の処遇改善についての構造的な問題解決に向けて努力していただきたい。

最後に、議長から一時金の支給の根拠となる関係規程等の整備等について、資料4-3により提案があり、審議の結果、了承された。

### (3) 平成22年度第1次学内補正予算の編成について

理事（財務担当）から、資料5により平成22年度の当初予算額に対し現在の人件費の執行状況等を勘案すると6億円程度の残額が生じることが見込まれていることから、①国際交流会館の改修工事、②工学部ゾーンの環整備事業、及び③部局新規事業等への予算配分を行うため、第1次学内補正予算を編成したい旨の提案があった。

また、今後人事院勧告に準じて職員給与の減額が行われた場合には人件費の残が生じるため、第2次学内補正予算を編成したいので、その際は書面会議により審議願うことについて併せて了承願いたい旨の提案があった。

審議の結果、部局新規事業の事項の選定については学長一任としたうえで、第1次学内補正予算については提案のとおり異議なく了承され、第2次学内補正予算の編成を書面会議にて審議することについても異議なく了承された。

## 1.1 報告事項

### (1) 環境報告書（2009）について

議長から、資料6により、毎年9月末及びまでに公表を義務付けされている環境報告書の2009年度版を作成したことについて、報告があった。

### (2) 平成22年10月11日からの執行部体制について

議長から、資料7により、平成22年10月11日付けで理事及び副学長の任期の更新及び

担当の変更等を行うことについて、報告があった。

## 1.2 協議事項

### (1) 長崎大学の入試の現状と課題について

副学長（入試担当）から、長崎大学の入試の現状及び低入試倍率の克服に向けた課題解決のための取組等について、資料8に基づき、概ね以下の事項について説明があった。

- ・ 長崎大学の全学部の競争倍率は近年 2.5 倍程度で推移していること。
- ・ 学部や学科毎で見ると、経済学部、薬学部薬科学科、工学部構造工学科、社会開発工学科、材料工学科などは競争倍率が 1.5 倍を切っており、危機的な状況であること。
- ・ 競争倍率が 1.5 倍を切ると大学入試センター試験の得点率が 50%程度でも合格することになるなど、本学学生の基礎学力が低下し、ボーダーすなわち偏差値低下が数値として示されること。
- ・ これらの問題点や課題を踏まえ、関係する学部学科において平成 23 年度の入学者選抜では、個別学力試験の比率を高める改革を行うと同時に、本学独自の入試広報として従来にない方法として、例えば高等学校の進路指導担当の教員を対象としたラボツアーを実施し、好評であったこと。

続いて、経済学部、工学部、薬学部における低入試倍率の克服に向けた課題解決のための取組等について概ね、以下のような説明があった。

- ・ 経済学部長から、経済学部の取組みとして、①魅力ある学部とするための学部改組を考えていること、並びに、②平成 23 年度の取組としては、個別学力試験の配点を 200 点満点から 300 点満点に変更し、合否判定基準における A・B・C 方式を A・B 方式に変更すること、について説明があった。
- ・ 工学部長から、工学部の取組みとして、①平成 23 年度から学部改組（7 学科を 1 学科 6 コースに再編）を行い、アドミッションポリシー、入学者選抜方法及び募集人員を見直すこと、②一般入試については、工学科で一括入試を行い、得点の高い受験生から順に合格者を決定し、また、合格発表時に合格者の希望に基づき決定したコースを通知することとし、希望したコースに入りやすい入試へ見直すこと、並びに、③AO入試及び推薦入試は出願時にコースを選択し、コース毎に総得点の高い順に合格者を決定すること、について説明があった。
- ・ 薬学部副学部長から、薬学部の取組として、①平成 23 年度については、一般入試（前期日程）において、大学入試センター試験の各科目の配点を半分にし、個別学力検査の「理科」の配点を 100 点から 200 点に変更すること、②一般入試（前期日程）の募集人員を 26 人から 21 人に変更し、一般入試（後期日程）の募集人員を 10 人から 15 人に変更すること、並びに、③薬科学科 4 年生コースについて、薬剤師免許をとることができるということや、理学部、工学部、農学部等とは違う魅力等を啓発するため、広報活動に力を入れて活動していることに、ついて説明があった。

以上の説明を受け、以下のような意見交換があった。

- ◎ 何人の受験があったかということより、どのような生徒が受験してきたかという質の方がもっと大切で定員制度というのはあまり意味がない。極端な話、「何点以下は入学さ

せない」ということが必要ではないか。また、本来なら成績が悪くて入学した学生でも、卒業までに教育して育てるのが大学の使命ではないか。学生を採用する企業側から見るとどんな学生を送りだしているかが大事である。

- 入試の点数で制限するという事は、現行制度上許されていないので、入試の競争倍率が例えば1.5倍を切ってしまうとやはり非常に悪い生徒まで入ってしまうということで、ある程度の倍率として2倍を確保したいというのが大学としての立場である。
- ◎ 今回の長崎大学の入試の改善については、生徒たちから見て非常に受験しやすい形になったという意見を高校の先生方から聞いており、概ねよい方向でとらえられているが、工学部で不本意なコースに入学した学生に対しては対応を考えていただきたい。また、長崎大学のこの学部はこういう学生を欲しがっているというようなメッセージ性を考慮した入試問題の作題をお願いしたい。

(以上)